

阪神・淡路大震災 被災者の皆さまへ

編集協力

総理府／平成7年兵庫県
南部地震非常災害対策本部

「今週の日本」特別号
第 3 号

阪神・淡路大震災で被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。

本号では、2月17日に成立した「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」をはじめ、一連の特別立法により講じられる新たな措置を中心に、各省庁の震災関連施策を3月1日現在で取り

まとめてお届けします。

なお、前号までに紹介した各種情報のうち、住宅、税・年金問題など、日々の生活に直接かわりあることがらについては、本紙最終頁に「相談・問い合わせ窓口等の一覧」として掲載しております。どうぞご利用ください。

目次

〈住居に関する情報〉

- 年金災害復興住宅資金融資制度の創設 … 1
- 住宅金融公庫の災害復興住宅融資等 …… 1
- 住宅に関する総合相談窓口の設置 …… 2
- 被災市街地の復興と被災者の方々の
住宅確保のための新たな立法措置 …… 2
- 応急仮設住宅への入居について …… 2

〈雇用・職業等に関する情報〉

- 未払賃金立替払事業の機動的実施 …… 2
- 被災失業者の公共事業への就労促進 …… 3
- 被災に伴う離職者に対する職業訓練 …… 3
- 被災学生就職支援面接会の開催 …… 3
- 無縁従事者国家試験の対応について …… 3

住居に関する情報

年金災害復興住宅資金融資制度の 創設について

阪神・淡路大震災により被害を受けた厚生年金保険及び国民年金の被保険者に対して年金災害復興住宅の融資を行います。

さらに、年金福祉事業団から融資を受け現在返済中の方で被害を受けられた方については、申し出により、下記のとおり返済方法の変更を行います。

村に建設・購入・補修する場合、又は申込みされる方の居住する市町村と同一若しくは、隣接する市町村に建設・購入する場合。

年4.35%、融資額は通常に同じ

・災害復興宅地融資の創設

宅地のみの被害に対する補修費用

融資限度額 580万円

返済期間 20年

利 率 年4.15%

(うち200万円については、年4.35%)

〈税・年金等に関する情報〉

被災された方の所得税の減免措置	3
被災された方の個人住民税等の減免措置	4
社会保険等の一部負担金・保険料の免除等	4
簡易保険の非常取扱	4
郵便貯金の期間内払戻しの特別措置	4
税関の取扱い等	4

〈医療・安全等に関する情報〉

公害病認定患者の方への緊急のお知らせ	4
粉じん・アスベスト対策	4
子どもの福祉に関する相談	4
医療機関への受診にあたって	5
災害弔慰金などの支給について	5
猟銃等の安全保管について	5
悪質商法による被害の防止	5

〈交通・通信に関する情報〉

復興事業等に伴う総合的交通対策	5
神戸ナンバー車の車検有効期間の伸長	5
兵庫県臨時災害FM局の放送開始	5
電信為替料金の無料取扱い	5

〈事業所・事業主に関する情報〉

環境事業団における災害復旧特別融資	5
環境衛生金融公庫の災害融資	6
社会福祉・医療事業団の災害融資	6
被災食品販売業者等に対する相談窓口	6
農林漁業金融公庫融資の特別措置	6
被災中小企業支援対策	6
雇用調整助成金の特例措置	7

〈受験生に関する情報〉

大学特例入試等	7
---------	---

〈許可等の特例に関する情報〉

阪神・淡路大震災に伴う許可等の 有効期間の延長に関する緊急措置	7
------------------------------------	---

〈相談窓口の開設に関する情報〉

労働相談所	7
法務・人権総合相談所	7
登記関係特設相談所	7

相談・問い合わせ窓口の一覧… 8

○年金災害復興住宅資金融資

- ・受付期間
災害発生の日から2年間
- ・融資対象者
新築、新築購入、既存購入資金については従前住宅に5割以上、住宅改良資金については10万円以上の被害を受けた方
- ・融資限度額
被保険者期間が10年以上の厚生年金の被保険者は1,000万円、国民年金の被保険者は500万円を限度に融資されます。
- ・金利 年4.15%
ただし、別に定める激甚災害地域で住宅に5割以上の被害を受けた場合は据置期間中は3.0%。また、借入者への0.5%の利子補給制度があります。

- ・据置期間
新築、新築購入、既存住宅購入資金は5年間、住宅改良は1年間の元金据置が可能。

○年金住宅融資の償還猶予

- ・り災の程度に応じて、償還が1～5年間猶予され、またその間の貸付金利も0.5%～1.5%軽減されるか、又は4.0%～3.0%のいずれか低い方の貸付利率が適用されます。

(問い合わせ先)

年金福祉事業団(東京都千代田区霞が関1-4-1(日土地ビル) 電話03-3502-2481)もしくは、融資の申し込みをされた年金福祉協会等へご連絡ください。

—厚生省—

住宅金融公庫の災害復興住宅融資並びに返済条件の変更について

○新たな制度

- ・親孝行ローン制度の導入
被災住宅が激甚災害地域にあり、親が居住するための住宅を、被災住宅と同一市町

○災害復興住宅融資のご案内

- ・金利 年4.15%
- ・融資額

(単位：万円)

区 分		基本融資額 (4.15%)	特例加算 (4.35%)	合計額
建設資金	建設資金(木造) (耐火・準耐)	1,080	+450	1,530
		1,140	+450	1,590
	土地取得資金	770	+350	1,120
購入資金	整地資金	380	—	380
	新築(木造) (耐火・準耐)	1,850	+800	2,650
		1,910	+800	2,710
補修資金	中古(木造) (耐火・準耐)	1,410	+800	2,210
		1,620	+800	2,420
	資金(木造) (耐火・準耐)	580	+200	780
		630	+200	830
	移転資金	380	—	380
	整地資金	380	—	380

- ・返済期間
耐火 35年以内、準耐火 30年以内
木造 25年以内、補修 20年以内
(中古購入は20年以内)

据置期間
建設・購入資金は5年間、補修資金は1年間元金を据え置くことができます。

なお、激甚災害地域で住宅に被害を受けた場合、基本融資額については据置期間中の金利は年3%。

- ・対象となる住宅
建設：住宅床面積13～125㎡
新築購入： 〳 50～125㎡
(マンション40㎡以上)
中古購入： 〳 50～125㎡
(マンション40㎡以上)
築年数が耐火17年以内、それ以外10年以内のもの

- ・受付期間
災害発生の日より2年間(ただし、建築制限がある場合に、制限解除後6か月以内まで延長) 〈次ページへつづく〉